

騒音に係る特定施設		
番号	騒音規制法	一宮町環境保全条例
1 金属加工機械	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
	製管機械	製管機械
	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)	ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
	液圧プレス(矯正プレスを除く。)	液圧プレス
	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)	機械プレス
	せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)	せん断機(シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
	鍛造機	鍛造機
	ワイヤーフォーミングマシン	ワイヤーフォーミング
	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)	ブラスト
	タンブラー	タンブラー
	切断機(といしを用いるものに限る。)	
		製鋌機
		製釘機
		高速度切断機
		平削盤
		型削盤
	研磨機	
	自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)	
2 圧縮機	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	圧縮機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
3 送風機		送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
4 粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
		食品加工用粉砕機
		その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)

5 繊維機械	織機(原動機を用いるものに限る。)	織機(原動機を用いるものに限る。)
		紡績機械
		編組機
		撚糸機
6 建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)	コンクリートプラント
	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)	アスファルトプラント
7 穀物用製粉機	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	
8 木材加工機械	ドラムバーカー	ドラムバーカー
	チップパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)	チップパー
	碎木機	碎木機
	帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)	帯のご盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
	丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)	丸のご盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
	かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)	かんな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
9 抄紙機	抄紙機	抄紙機
10 印刷機械	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
11 合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
12 鋳型造型機	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	鋳型造型機
13 ニューマチックハンマー		ニューマチックハンマー
14 ロール機		ロール機
15 自動製びん機		自動製びん機
16 ドラムかん洗浄機		ドラムかん洗浄機
17 ローターキルン		ロータリーキルン
18 コルゲートマシン		コルゲートマシン

19 重油バーナー		重油バーナー(重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。)
20 走行クレーン		天井走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。)
		門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。)
21 集じん装置		集じん装置
22 冷凍機		冷凍機
23 原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)		ディーゼルエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		ガソリンエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
24 クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)		クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
25 営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)による断郊競技施設		営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)による断郊競技施設